

報道関係者 各位

令和4年1月28日

【照会先】

人材開発統括官付

技能実習業務指導室

室長 渡部 幸一郎

適正化指導専門官 小路 規与

(代表電話) 03(5253)1111(内線)5879

(直通電話) 03(3595)3395

## 技能実習法に基づく行政処分等を行いました

出入国在留管理庁と厚生労働省は、令和4年1月28日付けで、株式会社稲垣鉄工、株式会社奥岡技研、クラバットユキジ株式会社、有限会社松研社、株式会社須田商事、株式会社ダイヤモンド、株式会社TKB、有限会社中津漬物、有限会社二井産業、株式会社フクオカ、及び株式会社YUKA MOLDINGに対し、技能実習計画の認定の取消しを通知しました。

詳細は、下記のとおりです。

### 記

#### <技能実習計画の認定の取消しの内容（詳細は別紙1から別紙11）>

- 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - 株式会社稲垣鉄工（代表取締役 稲垣 法信）
  - 株式会社奥岡技研（代表取締役 奥岡 卓美）
  - クラバットユキジ株式会社（代表取締役 赤代 行二）
  - 有限会社松研社（代表取締役 松原 正和）
  - 株式会社須田商事（代表取締役 穂西 嘉孝）
  - 株式会社ダイヤモンド（代表取締役 松江 大志）
  - 株式会社TKB（代表取締役 谷口 準）
  - 有限会社中津漬物（代表取締役 田畑 昭一）
  - 有限会社二井産業（代表取締役 二井 吉枝、代表取締役 二井 巖基）
  - 株式会社フクオカ（代表取締役 福岡 正晃）
  - 株式会社YUKA MOLDING（代表取締役 安田 英弘）

#### 2 処分等内容

[1(1)、(9)、(10)に対する処分等内容]

技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和4年1月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[1(2)、(5)、(6)、(7)、(11)に対する処分等内容]

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和4年1月28日を

もって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[1(3)に対する処分等内容]

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和4年1月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[1(4)に対する処分等内容]

技能実習法第16条第1項第1号、第2号、第3号、第5号及び第7号の規定に基づき、令和4年1月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[1(8)に対する処分等内容]

技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和4年1月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 別紙1 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社稲垣鉄工)
- 別紙2 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社奥岡技研)
- 別紙3 技能実習計画の認定の取消しの内容 (クラブットユキジ株式会社)
- 別紙4 技能実習計画の認定の取消しの内容 (有限会社松研社)
- 別紙5 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社須田商事)
- 別紙6 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社ダイヤモンド)
- 別紙7 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社TKB)
- 別紙8 技能実習計画の認定の取消しの内容 (有限会社中津漬物)
- 別紙9 技能実習計画の認定の取消しの内容 (有限会社二井産業)
- 別紙10 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社フクオカ)
- 別紙11 技能実習計画の認定の取消しの内容 (株式会社YUKA MOLDING)
- 別紙12 参照条文